

助成金

出張

## 保護具着用管理責任者講習

労働安全衛生法令が改正され、令和5年4月から、リスクアセスメントを実施した結果、化学物質の「ばくろ低減措置」として、労働者にマスクや手袋などの保護具を使用させるときは、その作業現場ごとに「保護具着用管理責任者」を選任して、保護具の選択、使用監視、保守管理などを行わせることが義務化されました。

扱う化学物質の種類によって、濃度基準をクリアできる保護具やその使用方法なども当然に異なります。正しい保護具の使用は、健康被害の防止に直結し、保護具着用管理責任者はそのキーマンとなりますので、選任されていない事業所については、この機会を逃さず受講くださるようご案内します。

**対象者** 作業場の責任者や作業員に対して、保護具に関する指示等を行う立場にある方

### 講習の内容(厚生労働省通達によるカリキュラム)

- (1)保護具着用管理 0.5時間
- (2)保護具に関する知識 3時間
- (3)労働災害の防止に関する知識 1時間
- (4)関係法令 0.5時間
- (5)実技(保護具の使用方法等) 1時間



実技講習の様子

▶ 第1種衛生管理者などの有資格者を除き、保護具の管理に関する講習(当協会の講習)の受講者でなければ選任することができません。また、有資格者であっても講習を受講するのが望ましいとしています。

**日時**

令和7年7月24日(木) 9:00~16:30 ※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

**会場**

地場産業振興センター(足利市田中町32-11) 4階小ホール

**受講料**

16,500円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

**申込期間**

令和7年5月1日(木)~ 7月10日(木) 定員40名

**申込方法**

ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から**受講料の30%**が助成されます

出張

事業所で10人以上の受講者がいる場合は、日程を調整して**出張講習**もできます